

役員・経営幹部の選任・解任

取締役及び経営幹部の選任・解任に関する方針・手続き

取締役会は事業内容に応じた規模とし、備えるべき専門分野等のバランス*及び性別、年齢、職歴、人種、民族性、又は文化的背景等の要素を含む多様性を考慮した構成としています。

また、業務執行の監督機能を強化する観点から、一般株主と利益相反を生じるおそれのない独立社外取締役について、他社での経営経験を有する者を含めるとともに、取締役会全体の過半数となるよう選任します。

* 取締役会として備えるべき専門分野等及びそのバランスの状況については、「取締役のスキル・マトリックス」とおり

[【参照ページ】取締役のスキル・マトリックス](#)

| | |
|---------------------|--|
| 委員数／任期 | 監査等委員でない取締役：11人以内／1年 監査等委員である取締役：4人以内／2年 |
| 監査等委員でない取締役候補の選任の方針 | 監査等委員でない取締役候補は、当社グループ全体の企業価値の向上のために、グループ全体の発展に寄与する幅広い視野と経験を有し、マネジメント能力とリーダーシップに優れ、経営センスと意欲のある人財を選任しています。 |
| 監査等委員である取締役候補の選任の方針 | 監査等委員である取締役候補は、専門的な経験・見識等からの視点に基づく監査・監督が期待できる人財を選任することとしており、監査等委員でない取締役の業務執行を公正に監査・監督する観点から、会社法に則り監査等委員である取締役の過半数を社外取締役から選任しています。 |
| 選任の手続き | 取締役候補の選任については、独立社外取締役、監査等委員である取締役及び親会社に対して当社グループ全体の経営体制案の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会において決議し、株主総会に上程することとしています。なお、監査等委員でない取締役候補の選任については、監査等委員会による指名に関する意見陳述権を適切に運用することとし、監査等委員である取締役候補の選任については、監査等委員である社外取締役が過半数を占める監査等委員会の審議・同意も得て実施しています。 |
| 経営幹部の解任手続き | 経営陣幹部がその機能を十分発揮していないと認められる場合、独立社外取締役、監査等委員である取締役及び親会社に対して取締役会に先立ち解任理由等の説明を行い、適切な助言を得たうえで取締役会にて決議し、株主総会に上程することとしています。これに加え、監査等委員会による指名に関する意見陳述権を適切に運用します。 |
| 兼職の数 | 取締役は、その役割・責務を適切に果たすために必要となる時間・労力を取締役の業務に振り向けしており、兼職の数については合理的な範囲であると考えています。（取締役の他の上場会社の役員兼任状況については、事業報告及び株主総会参考書類において開示） |

